

財産評価 ~上場株式~

NO.69 では被相続人が株式を所有していた場合の名義の書き換えについてご紹介しました。今回は上場株式の評価方法について確認します。



1. 上場株式とは？

上場株式とは、証券取引所で売買が行われている株式をいいます。紙の株券には紛失・盗難・偽造などのリスクがあり、それに伴い事務手続きのコストもかかるため、平成 21 年より上場株式は株券を廃止し（電子化）、証券会社や証券保管振替機構（ほふり）にて管理されています。被相続人がどの銘柄の株式を所有していたかは、売買報告書や証券会社から定期的に送られてくる明細書などから判明する場合が多いです。まずは被相続人が口座を開設していた証券会社から残高証明書を取り寄せましょう。

2. 上場株式の評価

上場株式の評価方法について、下記具体例の数字を当てはめながら見てみましょう。

《具体例》 波兵衛が平成 24 年 12 月 26 日に死亡しました。波兵衛の所有していた川山商事の株価は以下の通りです。

平成 24 年 12 月 25 日の最終価格・・597 円 平成 24 年 10 月の最終価格の月中平均・・586 円

平成 24 年 12 月 26 日の最終価格・・594 円 平成 24 年 11 月の最終価格の月中平均・・600 円

平成 24 年 12 月 27 日の最終価格・・599 円 平成 24 年 12 月の最終価格の月中平均・・580 円

(1) 原則的な評価方法

銘柄ごとに、課税時期の最終価格（証券取引所が公表）によって評価します。つまり、相続があつた日の終値である 594 円を評価額（翌日の日刊新聞などで確認できます）とします。ただし、株式は値動きがありますので、急激な変動によって課税の公平が損なわれることのないよう、その月・前月・前々月の終値の月中平均（日本証券新聞に載っており税務署で閲覧することができます）とも比較し、最終的にはこの 4 つの価格のうち最も低い価格で評価することができます。よって、具体例では 600 円（11 月平均）>594 円（26 日終値）>586 円（10 月平均）>580 円（12 月平均）となり、最も低い 580 円が川山商事株式の評価額となります。贈与による取得についても同様です。

(2) 終値がない場合

26 日に株式の売買がなかった場合や、26 日が土日・祝日で終値がない場合には、26 日の前後で 26 日に最も近い日の終値をその評価額とします。つまり、25 日と 27 日のどちらか近い方の終値を使うということです。今回は、25 日も 27 日もいずれも最も近い日となるので、その両者の平均額を評価額とします。よって A 株の評価額は 598 円 { (597 円+599 円) ÷ 2 } となります。



(3) 負担付贈与により取得した上場株式

「株をもらえるがそのかわり〇〇をする義務がある」のように、負担（債務）の条件がついた贈与により取得した上場株式は、評価上株の値動きとは無関係な経済取引の対価と考え、負担付贈与があった日の終値で評価します。評価額に幅を持たせる評価はしない、ということですね。一般的な贈与と負担付贈与では、評価方法が異なりますので注意しましょう。

カツオ『就職面接で、御社は現在一部上場ですが全部上場するのはいつの予定ですか？と質問してやろうかな』
ダラオ『リスク大きすぎです～』